

朝日町地域公共交通活性化協議会規約

(設置)

第1条 この会は、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律(平成19年法律第59号。以下「法」という。)及び道路運送法(昭和26年法律第183号)の規定に基づき、地域公共交通総合連携計画(以下「連携計画」という。)の作成に関する協議及び計画の実施、並びに地域における需要に応じた住民の生活に必要なバス等の旅客輸送の確保その他旅客の利便の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項を協議するため、朝日町地域公共交通活性化協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

(事務所)

第2条 協議会の事務所は、朝日町大字宮宿1115番地 朝日町役場内に置く。

(目的)

第3条 協議会は、地域公共交通の活性化及び再生のための地域における取り組みを総合的かつ効率的に推進することを目的とする。

(協議事項)

第4条 協議会は、前条の目的を達成するため次に掲げる事項を協議し、関係する事業を実施する。

- (1) 連携計画の作成及び計画の変更に関する事項
- (2) 連携計画の実施に関する事項
- (3) 地域の実情に応じた適切な乗合旅客輸送の態様及び運賃・料金等に関する事項
- (4) 市町村運営有償輸送の必要性及び旅客から収受する対価に関する事項
- (5) 協議会の運営に関する事項
- (6) その他協議会が必要と認める事項

(組織)

第5条 協議会の委員は、次に掲げる者とする。

- (1) 朝日町長又はその指名する者
- (2) 一般乗合旅客自動車運送事業者
- (3) 一般貸切(乗用)旅客自動車運送事業者
- (4) 社団法人山形県バス協会
- (5) 山形県ハイヤー協会
- (6) 住民又は利用者の代表
- (7) 山形運輸支局長又はその指名する者

(8) 一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体

(9) 道路管理者、山形県警察、学識経験者、その他協議会が必要と認める者

2 協議会に次の役員を置く。

(1) 会長 1 人

(2) 副会長 1 人

(3) 監査員 2 人

3 会長、副会長及び監査員は相互に兼ねることはできない。

(会長)

第 6 条 会長は、第 5 条第 1 項第 1 号の者をもって充てる。

2 会長は、協議会を代表し、会務を統括する。

3 会長は、副会長及び監査員を委員の中から任命する。

(副会長)

第 7 条 副会長は、会長を補佐し、会長不在の時は会長の職務を代理する。

(監査員)

第 8 条 監査員は、協議会の会計監査を行う。

2 監査員は、会計監査の結果を協議会の会議に置いて報告する。

(協議会の会議の運営等)

第 9 条 協議会の会議 (以下「会議」という。) は会長が招集し、議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

3 委員は、都合により会議を欠席する場合、代理の者を出席させることができることとし、あらかじめ会長に代理の者の氏名等を報告することにより、その代理の者の出席をもって当該委員の出席とみなす。

4 協議会の決議の方法は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数の時は、会長の決するところによるものとする。

5 協議会は、委員のほか、必要に応じて関係者の出席を求めることができる。

6 協議会は、原則として公開とする。ただし、開催日時及び場所、議題、協議の概要、合意事項等を記載した議事概要の公開をもってこれに代えることができる。

(協議結果の尊重義務)

第 10 条 協議会で協議が整った事項について、委員はその協議結果を尊重しなければならない。

（事務局）

第 1 1 条 協議会の事務を処理するため、朝日町政策推進課内に事務局を置く。

2 事務局に事務局長を置き、朝日町政策推進課長をもって充てる。

（経費）

第 1 2 条 協議会の経費は、負担金、補助金及びその他の収入をもって充てる。

（財務に関する事項）

第 1 3 条 協議会の会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 3 1 日に終わるものとする。

2 各会計年度における歳出は、その年度の歳入をもって、これに充てなければならない。

3 前各項に定めるもののほか、協議会の予算の編成及び現金の出納その他財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。

（報酬及び費用弁償）

第 1 4 条 委員等は、会議に出席したときは報酬及び費用の弁償を受けることができる。

2 報酬及び費用弁償の額及び支給方法等は、朝日町特別職の職員等の旅費、費用弁償及び実費弁償に関する条例（昭和 4 5 年町条例第 7 号）の例による。

（協議会の解散等）

第 1 5 条 協議会が解散したときは、協議会の収支は解散をもって打ち切り、会長が清算する。

（規約の変更）

第 1 6 条 この規約を変更する場合は、協議会の承認を得なければならない。

（その他）

第 1 7 条 この規約に定めるもののほか、必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

1 この規約は、平成 2 1 年 2 月 2 6 日から施行する。

2 朝日町地域公共交通会議設置要綱（平成 1 9 年 1 1 月制定）は、廃止する。

朝日町地域公共交通活性化協議会公印規程（案）

（趣旨）

第1条 この規程は、朝日町地域公共交通活性化協議会の公印の種類、管理等について、必要な事項を定めるものとする。

（公印の種類）

第2条 公印の種類は、次に掲げるとおりする。

（1）朝日町地域公共交通活性化協議会長印

（公印のひな型及び寸法）

第3条 公印のひな型及び寸法は、別表のとおりとする。

（公印台帳）

第4条 事務局長は、公印台帳（様式第1号）を作成し、整理及び保存をしなければならない。

（公印の管理方法）

第5条 公印は厳正に取り扱い、使用しないときは堅固な容器に納め、施錠の上、事務局長が管理する。

（公印の使用）

第6条 公印を使用するときは、事務局長の許可を得て使用しなければならない。

（公印の新調または廃止）

第7条 公印を新調又は廃止するときは、事務局長は会長の許可を得なければならない。

（その他）

第8条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成21年2月26日から施行する。

別表（第3条関係）

（１）朝日町地域公共交通活性化協議会長印

印文字表記

寸法 方 21ミリメートル

様式第1号（第4条関係）

公 印 台 帳

公印名			
新調	年 月 日	廃止	年 月 日
理由		理由	
印影		書体	
		寸法	

朝日町地域公共交通活性化協議会財務規程（案）

（趣旨）

第1条 この規程は、朝日町地域公共交通活性化協議会規約第13条の規定に基づき、朝日町地域公共交通活性化協議会（以下「協議会」という。）の財務に関し、必要な事項を定めるものとする。

（予算）

第2条 協議会の予算は、朝日町の負担金、他の団体等の補助金及びその他の収入をもって歳入とし、協議会の事務及び事業に要するすべての経費をもって歳出とする。

2 会長は、毎会計年度の予算を調整し、協議会の承認を受けなければならない。

3 会長は、会計年度の途中において既定の予算に補正をする必要が生じたときは、前項と同様に予算を調整し、協議会の承認を受けなければならない。

（歳入歳出予算科目）

第3条 歳入歳出予算の款、項及び目の区分は、別表のとおりとする。

2 会計年度の途中において特別な理由があるときは、別表に定める以外の款、項及び目を定めることができる。

（予算の流用等）

第4条 会長は、歳出予算のうち、款及び項を超えて予算を流用したとき、又は予備費を充用したときは、直近の協議会に報告しなければならない。

（出納及び現金等の保管）

第5条 協議会の出納は、会長が行う。

2 協議会に属する現金等は、会長が指定する金融機関に預け入れなければならない。

（出納員）

第6条 会長は、事務局長に出納員を命じ、会計事務を委任することができる。

2 会計事務に携わる事務局員は、現金の出納、保管その他必要な事務の手続について適正に処理しなければならない。

（予算の執行）

第7条 協議会の予算に係る収入及び支出の手続は、出納員が行う。

2 出納員は、次に定める簿冊を備え、出納の管理を行うものとする。

（1） 予算差引簿

（2） その他必要な簿冊

(決算等)

第 8 条 会長は、毎会計年度終了後速やかに協議会の決算を調整し、監査員の監査に付した後、協議会の承認を得なければならない。

(その他)

第 9 条 この規定に定めるもののほか協議会の財務に関し必要な事項は、必要に応じて会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成 2 1 年 2 月 2 6 日から施行する。

別表（第3条関係）

（1）歳入予算の款、項及び目の区分

款	項	目
1 負担金	1 負担金	1 負担金
2 補助金	1 補助金	1 補助金
3 諸収入	1 雑入	1 雑入

（2）歳出予算の款、項及び目の区分

款	項	目
1 運営費	1 会議費	1 会議費
	2 事務費	1 事務費
	3 諸費	1 諸費
2 事業費	1 事業費	1 事業費
3 予備費	1 予備費	1 予備費